国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
本則

（任期の定めのない教育職員とするための審査）
第３条の２　別表第４号（教授として採用された場合に限る。）、第９号、第11号及び第12号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約（別表第４号の教授にあっては再任後の労働契約に限る。）の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない教育職員となることを希望する場合は、任期の定めのない教育職員とするための審査（以下「審査」という。）を行うものとする。
２・３　（略）

別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>番号</th><th>教育研究組織の名称</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠規程</th></tr>
<tr><td colspan="6">1～6（略）</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>7</td><td>工学府</td><td>国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第２条の適用を受ける教授、准教授及び講師</td><td>３年。ただし、再任の場合にあっては３年以内とする。</td><td>再任可。ただし、２回限りとする。</td><td>法第４条第１項第１号</td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>10</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>11</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>12</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
本則

（任期の定めのない教育職員とするための審査）
第３条の２　別表第４号（教授として採用された場合に限る。）、第８号、第９号、第11号及び第12号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約（別表第４号の教授にあっては再任後の労働契約に限る。）の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない教育職員となることを希望する場合は、任期の定めのない教育職員とするための審査（以下「審査」という。）を行うものとする。
２・３　（略）

別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>番号</th><th>教育研究組織の名称</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠規程</th></tr>
<tr><td colspan="6">1～6（略）</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>工学府</td><td>国立大学法人東京農工大学大学院工学府に所属し産業技術専攻に勤務する教授、准教授及び講師</td><td>３年。ただし、再任の場合にあっては３年以内とする。</td><td>再任可。ただし、２回限りとする。</td><td>法第４条第１項第１号</td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>10</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>11</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>12</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>13</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>産業技術専攻に勤務する教育職員を任期の定めのない教育職員になるための審査の対象とするための改正</td>
</tr>
</table>

附　則（令和３年４月21日教規程第22号）

この規程は、令和３年４月21日から施行する。